

パリ五輪開催に係るブレイキンを活用したイベント等の開催業務委託 仕様書

1 契約期間

契約締結日から令和6年12月31日（火）まで

2 履行場所

川崎市内

3 業務目的

本市では若い世代をはじめ、あらゆる世代が活躍する持続可能なまちづくりを進めていく観点から、川崎らしい地域資源である、ブレイキンやダブルダッチ等の若者文化の発信により本市の魅力を高め「若い世代が集い賑わうまち」を目指している。

川崎はブレイキンの聖地としてその世界での認知度は高いものの、一般における認知度についてはまだ十分ではなく、他のストリートカルチャーについても、市内の機運醸成に向けては、さらなる工夫が必要な状況である。

こうした状況を踏まえ市制100周年やパリ2024大会等に合わせて認知度と機運を高め、本市が若者文化やストリートカルチャーの支援を通じて若者のチャレンジを応援できる都市であることを継続的に市内外に発信していくことが肝要となる。

そこで、市内在住の選手が出場するパリ2024大会におけるパブリックビューイングを実施することにより、さらなる発信及び機運の醸成に繋げていくことを目的に本業務を委託するものである。

4 開催日時・場所等

実施日時：令和6年8月9日（金）21時00分～8月10日（土）5時30分

令和6年8月10日（土）21時00分～8月11日（日）5時30分

実施会場：カワサキ文化会館、ラ チッタデッラ又はその他事業者提案施設のうち、一箇所以上

5 業務概要

- (1) 実施会場において、パブリックビューイングイベントを実施することに必要な手続きを行うとともに、設備を設置すること。
- (2) 予選観戦前及び決勝観戦前にはショーケースやトークショーなどを実施すること。
- (3) 出演者はブレイキンの分野で活躍するとともに、できるだけ本市にゆかりのある人材を選定すること。
- (4) パフォーマンスをする会場の床面について、パフォーマンスの質の担保や床面の保護のために必要な措置（スポーツコートの設置等）を講じること。
- (5) 開催告知など広報用のチラシなどを作成すること。（市の枚数）
- (6) 記録・広報用の映像の撮影を行うこと。

6 業務詳細

- (1) 全体の統括

本業務の実施にあたっては、企画責任者及び現場責任者を定め、実施計画書、作業表、日程表等を提出し、情報を一元管理の上、当該事業が円滑に進行するよう、本市と協議のうえ、適正に運営管理すること。

(2) 事前準備

- ア 市及び出演者等からの意見や提案した内容等を踏まえ、実施内容を企画し、本市と協議のうえ、決定すること。
- イ 実施に向けて実施会場関係者と事前の調整を行うこと。
- ウ 円滑な実施に向けて必要なスタッフを手配すること。
- エ 会場使用料の支払いや出演者等への謝礼支払い等、付随する業務全般を行うこと。
- オ 実施に伴って必要な機材等を用意し、不足が無いようにすること。
- カ イベント参加者等について、必要な保険に加入すること。
- キ 必要な会場の設置を行うこと（必要な機材等の準備、搬入を含む）。
- ク 設置物の転倒等、安全面に十分注意するとともに、緊急時の動線を確保すること。
- ケ 円滑に実施されるよう、適正に運営管理すること。
- コ 音響及び必要に応じて照明等についてのリハーサルを設営時に行うこと。
- オ イベント集客や当日の盛り上がりに向けて必要な準備を行うこと。

(3) 運営等

- ア 必要な会場の設置、撤去を行うこと（必要な機材等の準備、運搬を含む）。
- イ 設置物の転倒等、安全面に十分注意するとともに、緊急時の動線を確保すること。
- ウ 円滑に実施されるよう、適正に運営管理すること。
- エ 記録・広報用の映像の撮影を行うこと。

(4) 実施後の報告等

実施結果等について、本市へ報告すること。

7 成果物

本事業の受託者は、本業務の履行期限内に下記成果物を納品すること。

なお、履行期限に限らず、各種成果物は業務の進捗に合わせて随時提出すること。

(1) 映像によるイベント当日の記録集

イベント当日の様子を映像にて記録し、データ形式で納品すること。

なお、映像データについては、本市が事業実施を目的として自由に使用できるよう、出演者のパブリシティ権等について必要な調整を行うこと。

(2) 実施報告書

下記の資料等について、データ形式で納品すること。

- ア 本業務を遂行するための打合せ資料及び摘録、その他調整経過が分かる資料
- イ 本業務遂行時において作成した成果物（計画書や広報物等）
- ウ その他本市が必要と認めるもの

(3) 業務完了届

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

当事業の受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、本市と協議のうえ、その一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

業務に係る個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の本旨に従い、本市と十分に協議の上、適切に取り扱うこと。また、受託者が、委託業務の履行に伴い、又はこれに関連して知り得た業務上の情報を第三者に漏えいしないこと。

9 その他

- (1) 受託者は、イベントの実施手法や実施内容について適宜本市と協議を行い、協議結果を踏まえた上で各種業務等に着手すること。
- (2) 受託者は、本市が指定した期日までに関係書類を提出することとし、成果品の編集等については、本市と十分協議すること。
- (3) 本市の所持する資料のうち、当該業務に必要な資料は別途貸与するが、丁寧に取扱い、業務終了後は、速やかに返納すること。なお、貸与を受けた資料及び当該業務の成果は、許可なく外部に漏らしてはならない。
- (4) 受託者は、国及び本市の関連法規等の内容も踏まえた上で、本市と綿密な協議を行いながら本業務を実施すること。
- (5) 本業務に係る成果物等の著作権、所有権等の権利は、すべて本市に帰属するものとする。また、本市は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。
- (6) 業務完了検査の結果、成果物に瑕疵が発見された場合は、受託者は、本市の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。
- (7) 自然災害や社会情勢等の変化により、実施内容等に変更が生じる場合や、中止となる場合には、本市と本件委託に係る事業の内容や契約金額等について再度協議を行い、変更契約等の手続を行うものとする。
- (8) この仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、本市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定するものとする。
- (9) パブリックビューイングの実施に伴う放映権に関する費用については、当該業務規模概算額には含まないものとする。